石垣市指定文化財

天然記念物

―保存管理計画策定報告書―

平成26年７月

石垣市教育委員会

序

　石垣島には、南国特有のサンゴ礁と白い砂浜、そして、於茂登連山に代表される自然豊かな山々など、多くの天然の要素が残されています。そのため、これらの貴重な資源を守り伝える目的で、国や県、石垣市指定の文化財になったものもあります。文化財は、保存するだけでなく、活用することで島の魅力をアピールする一つの要素となります。

　これまで石垣市教育委員会では、指定文化財を訪れた方々への情報発信として、標柱や説明板の設置を進めてきました。しかしながら、ほとんどの文化財について、その管理方法や活用方法を示した「保存管理計画」の策定がなされていない現状があります。そのため、文化財を活用する場合には、個別の現状変更申請に応えることにより対応しておりました。

　平成25（2013）年３月７日の新石垣空港（南ぬ島空港）開港により、観光入域客数は大幅に増加しました。比例して、旧宮良殿内などの指定文化財に足を運ぶ観光客も増加傾向にあります。石垣市の発展のためには喜ばしいことですが、このことは、急激な観光開発にもつながっています。観光開発とは、大規模工事によるものだけではなく、利用者の利便性を図るために行われる様々な現状の変更も含みます。

　文化財そのもの、若しくはその周辺地を過度に使用することは、土地の疲弊を引き起こしかねません。特に天然記念物は、その土地を代表し、かつ、そこでしか見られないものも多いことから、それらの観察を目的として来島する方もいます。多くの方々が訪れると、土地が踏み固められるなどの環境変化が、少しずつ積み重なっていきます。また、周辺施設整備、不法採取の監視等、管理面強化の問題も出てきます。そのため、文化財を安定的に保存活用していくためには、保存管理計画の策定が必須となります。

　このような現状を打開すべく、このたび、文化財を後世に守り伝えるための適正な利用の方法を示すことを目的として、天然記念物に焦点を絞り、保存管理計画を策定いたしました。

　これにより、地域振興策との調和を図りつつも、豊かな自然を保護していくことが可能になると考えます。

　同保存計画策定報告書の内容について、皆さまのご理解を賜り、その運用にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

　平成26年７月

石垣市教育委員会
教育長　玉津　博克

例　言

１．本書は、沖縄県石垣市に所在する市指定文化財のうち、天然記念物についての保存管理計画策定報告書である。なお、ここで扱う天然記念物とは、動植物及び地質鉱物のうち、学術上価値の高い物で、石垣市文化財保護条例に基づき指定されたものを指す。

２．保存管理計画策定は、平成26年度に実施し、本書を発行した。

３．本書で扱う天然記念物は、石垣市の指定のみであり、国や県の指定文化財については、法令により個別に保存管理計画を定める。

４．第１表に掲げた指定文化財一覧は、平成26年６月末日現在のものである。本保存管理計画の適用範囲については、第１表を随時更新し、それを公表することで、その適用範囲を広げるものとする。また、第１表に関連する項目についても、同様である。

５．本保存管理計画については、天然記念物を取り巻く環境の変化や社会状況の変化によって、見直しを図ることがある。その場合には、石垣市の広報誌や石垣市教育委員会文化財課のウェブサイト等を利用して、改定情報を公開する。

６．事務局体制

石垣市教育委員会	教育長	玉津　博克
	教育部長	成底　啓昌
石垣市教育委員会文化財課	課長	古堅　博之
	課長補佐	下地　傑
	文化財係長	島袋　綾野

目　次

序

例言

第Ⅰ章　石垣市指定の天然記念物に関する保存管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　第１節　保存管理計画策定の趣旨と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　１．保存管理計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　２．保存管理計画策定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　第２節　対象となる天然記念物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第Ⅱ章　保存管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　第１節　保存管理計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　１．基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　２．基本方針の細分事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　第２節　現状変更等の取扱基準とその運用上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・2
　　１．現状変更等の取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　２．現状変更等の申請を要しない行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　　３．現状変更等の取扱基準の設定と運用上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・4

第Ⅲ章　運用に関する今後の課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　１．関係法規等との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　２．活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　３．まとめにかえて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　石垣市文化財保護条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　石垣市文化財保護条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第Ⅰ章　石垣市指定の天然記念物に関する保存管理計画

第１節　保存管理計画策定の趣旨と基本方針

１．保存管理計画策定の趣旨

石垣市に所在する豊かな天然資源は、亜熱帯特有の独特な景観を生み出し、島の魅力となっている。それらのうち、特に貴重なものを、国や県、石垣市の文化財に指定し、その保護を図っている。

近年、観光産業の在り方にも変化が見られ、マスツーリズムによらず、少人数の旅行者が増加傾向にある。実際に、八重山諸島においては、地域の特色を最大限に利用した少人数体験型のエコツアーなども人気が高い。このような中、天然記念物の観察又は、指定地内を活用したプログラムもある。

文化財は、保存と同時に、活用も重要である。活用され、愛着を持ってもらうことで、それらは地域に密着した価値あるものになると考えられる。

しかしながら、どのような形態の観光であっても、人がその地を訪れて環境変化をもたらすことには変わりない。天然記念物の保護を考えた場合には、活用についても、ある一定の基準が不可欠である。

このような状況の中で、本保存管理計画は、当該文化財の保護を最重点において策定する。

２．保存管理計画策定の基本方針

本保存管理計画においては、以下の３点を基本方針とする。

(1)石垣市所在の天然記念物について、その価値を確実に将来に継承することを目的とする。
(2)観光地であることも考慮しつつ、その活用について基準を定める。
(3)保存管理計画は、共通事項と、動物、植物、地質鉱物等の各分野の個別事項で構成する。

第２節　対象となる天然記念物

対象となる天然記念物は、第１表に示した石垣市指定の天然記念物である。それぞれの天然記念物の詳細情報については、石垣市教育委員会発行の指定文化財に関する各種冊子やウェブサイトを参照いただきたい。なお、同表は、新たな天然記念物の指定があった場合には、随時更新されるものとする。

第１表　石垣市指定の天然記念物一覧

種別	区分	名称	指定年月日
記念物	天然記念物	大マンゲー・小マンゲー	昭和47年５月８日
記念物	天然記念物	吹通川のヒルギ群落	昭和48年１月13日
記念物	天然記念物	小浜御嶽のリュウキュウチシャノキ	平成８年11月12日
記念物	天然記念物	中マンゲー	平成10年８月12日
記念物	天然記念物	野底のヤエヤマシタン自生地	平成18年８月３日
記念物	天然記念物	イシガキニイニイ	平成20年５月26日
記念物	天然記念物	宮良浜川原のヤラブ（テリハボク）並木	平成22年３月26日

第Ⅱ章　保存管理計画

第１節　保存管理計画の基本方針

石垣市が、石垣市文化財保護条例により指定した天然記念物の適正な保存管理を行うために、以下のとおり基本方針を定めるとともに、特性に応じて個別事項を定める。

なお、ここでいう「現状変更等」には、天然記念物の現状を変更するすべての行為を含むとともに、その保存に影響を及ぼす又は、及ぼす危険性がある行為を含む。

１．基本方針

保存管理計画の基本方針は、以下のとおりである。

(1) 石垣市所在の天然記念物について、その適正な保存と活用を目的とする。

(2) 動物、植物、地質鉱物等、それぞれの特性を十分に考慮した現状変更等の取り扱いに関する基準を定めることにより、適切な保存管理の徹底を図る。

２．基本方針の細分事項

現状変更等の取扱基準を定めるにあたり、次のとおり細分する。なお、以下、「動物」「植物」「地質鉱物」とある場合には、下記の細分による。

(1) 動物：イシガキニイニイ等、門・網以下、その分類に限らず動物界に分類されるものを指す。

(2) 植物：小浜御嶽のリュウキュウチシャノキ等、植物界に分類されるものを指す。なお、植物については、その個体が指定されているものと、範囲で指定されているものがある。

(3) 地質鉱物：大マンゲー・小マンゲー等が、これに該当する。当該指定は、地番により指定されていることが多い。

第２節　現状変更等の取扱基準とその運用上の留意点

第１節で定めた基本方針に基づき、以下のとおり現状変更等の取扱基準を定める。

次に掲げる現状変更等は、原則として許可しない。

１．現状変更等の取扱基準

(1) 共通事項

①すべての天然記念物は、その採取を認めない。ただし、学術研究、繁殖、教育、個体の生息状況又は生育状況の調査などの目的で採取する場合は、個別に協議する。

②地形等の変更

イ．天然記念物に影響を及ぼしかねない地形の変更

ロ．指定地内における土地の造成又は、土地の開墾、その他土地の形状の変更

ニ．天然記念物の周辺地又は指定地内をむやみに踏み荒らすような行為

③指定地内における建築物、その他の工作物（以下「建築物等」という）の建造・改造・新築・改築・増築・移築及びそれらの色彩の変更。ただし、公益上必要と認められる建造物等については、個別に協議を行う。また、いかなる建造物等であっても、天然記念物の保存に影響を与えぬよう、十分な配慮をする。

④指定種近接地又は指定地域内における広告物その他これに類するものの掲出

⑤指定種近接地又は指定地域内において鉱物の採掘又は土石の採取、若しくは鉱物又は土石・塵芥の投棄。鉱業法等、関係法令もあわせて遵守すること。

⑥指定種近接地又は指定地域内における河川等の水位又は水量に増減を及ぼすような行為又は赤土の流出等、水質に著しい影響を及ぼす可能性のある行為

⑦指定種近接地又は指定地域内における水面の埋め立て又は干拓
⑧指定種近接地又は指定地域内における火入れ又はたき火
⑨指定種近接地及び指定地域が海岸、河川である場合には、船舶の揚場及び乗船場等の施設の設置
⑩その他、天然記念物の価値の保持に支障をきたす行為
⑪管理者（団体）以外の者が、当該文化財を継続的に占有すること。なお、所有者の変更等が生じた場合には、石垣市文化財保護条例第７条第１項第２号に基づき、速やかに届け出ること。

(2)動物
①指定種の生息・生育環境を脅かすような行為
イ．樹木の伐採等を含む生息・生育の環境変化
ロ．繁殖地近接地で天然記念物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
ハ．繁殖地近接地で天然記念物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある物質（薬剤等）を散布すること。
②個体の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある方法によりその個体を観察すること。

(3)植物
①指定種又は指定地域の周辺環境を脅かすような行為
イ．樹木の伐採等を含む生息・生育環境の変化
ロ．指定種近接地又は指定地域内で天然記念物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
ハ．指定種近接地又は指定地域内で天然記念物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある物質（薬剤等）を散布すること。
②指定種又は指定地域内のすべての植物について生息・生育に支障を及ぼすおそれのある方法によりその個体を観察すること。

(4)地質鉱物
①指定地域の周辺環境を脅かすような行為。指定地域が海岸又は河川の近接地である場合には、その水流を著しく変化させるような行為を含む。

２．現状変更等の申請を要しない行為

石垣市文化財保護条例第８条第１項及び石垣市文化財保護条例施行規則第11条第１項の各号により、現状変更等に該当する行為のうち、次の各項に該当するものについては、許可を要しないものとする。

ただし、これらの行為を行いうるものは、管理者及び所有者を原則とし、管理者以外の者が行う場合には、管理者の承認を必要とする。

(1)維持のための措置
①石垣市文化財保護条例第７条第１項第３号及び第４号により、各届出を提出し、維持のための措置について指示を受けたとき。
②指定種又は、指定地域内において、指定文化財のき損又は衰亡の箇所の拡大を防止するための応急の措置をするとき。

(2)非常災害のために必要な応急措置をとる場合
①台風等の自然災害が発生又はその発生が明らかに予想される急迫の事態の場合、あるいは二次災害の発生を防止する場合の応急的な措置。

(3)天然記念物の保存への影響が軽微な場合

①ゴミなどの除去
②その他、日常的に実施している維持管理に関する行為

３．現状変更等の取扱基準の設定と運用上の留意点

(1)現状変更等の取扱基準は、石垣市文化財保護条例に基づいて指定された天然記念物を適切に保存管理することを目的として、行政指導上の指針として運用されるものである。

(2)指定種近接地及び指定地域において、次に掲げる行為は、石垣市教育委員会と調整を図りつつ、必要最小限の現状変更等を認めるものとする。

①人命に関わる事項
②公益上欠くことのできないもので、他の地域では設置の意義を失う工作物
③天然記念物を保護する上で必要な施設の設置で、天然記念物の保存、学術上の価値への影響が軽微であるもの
④指定種近接地及び指定地域において現状変更の行為をするときは、石垣市文化財保護条例に基づき、石垣市教育委員会の許可を得なければならない。
⑤この計画は、平成26年度を基点とし、その後の社会環境等の変化及び調査研究の進展に応じて必要な場合には見直しを行い、内容の充実を図ることとする。

第Ⅲ章　運用に関する今後の課題等

以下に、今後の課題を記し、本保存管理計画のまとめにかえる。

１．関係法規等との整合性

天然記念物の中には、石垣市文化財保護条例以外の法令により規制を受けるものも存在する。これらの天然記念物については、関係する機関と調整を図りながら、適正に保存管理を行う。

また、石垣市自然環境保全条例により様々な動植物の採取について規制がある。天然記念物は、その指定種や指定地のみが守られれば良いものではなく、これらが育まれてきた環境の保全は、保護の基盤となるものである。関係課と連携を図りながら、本保存管理計画の運用について強化を図りたい。

２．活用

カヌーやトレッキング、石垣島ならではの動植物の観察や撮影会といったエコツーリズムの増加は、マスツーリズムでは起こり得なかった課題を浮き彫りにした。これまでは、容易に近づけなかった場所であっても、インストラクター（ガイド）の案内により誰でも立ち入れるようになったためである。これにより、海や山、河川において植物等を傷付けたり、山中や川の上流域にゴミを残していく問題も発生している。

また、動植物の採取を目的としたツアーも存在する。この場合、趣味や研究の一環で採取する場合もあるが、販売目的で業者が採取に訪れ、ガイドの案内により山の奥深くまで入っていることもある。これらの場合、天然記念物の指定種自体は採取しなくても、たとえば、西表・石垣国立公園の特別保護区内や、名勝川平湾及び於茂登岳の特別保護地区（Ａ地区）内など、基本的に動植物の採取が禁止されている区域内において、違法採取が行われていることもある。これらの場合、案内者や利用者のモラルが問われるが、無自覚であることも多い。

今後は、天然記念物の保存に影響を及ぼさないよう配慮した説明板、案内板の設置のほか、主要となるルートを示すことも必要である。

同時に、地域の住民が学べるような場を積極的に企画していくことも、天然記念物の保存にとって重要である。これまで、島の人が守り伝えてきた文化財は、観光資源であると同時に、地域のシンボルであることもあわせて、考えていかなくてはならない。

３．まとめにかえて

新石垣空港開港に伴い観光客は増加傾向にある。多くの方に、島の魅力の一つとして天然記念物を見学してもらうことは、活用面では大切なことである。

しかし、保護の面を考えた場合、過度な来訪は、天然記念物に影響を与えることも予測される。また、そのための保護施設などの整備も、現状のままでは不十分な点が多い。

今後は、まず本保存管理計画を広く知ってもらい、しっかりと運用していくことで、保護の面を強化し、その後、活用に向けた整備も視野に検討していく必要がある。

＜参考資料＞

○石垣市文化財保護条例

昭和47年6月1日
条例第78号
改正　平成4年3月31日条例第16号
平成23年12月27日条例第21号

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)並びに沖縄県文化財保護条例(昭和47年沖縄県条例第25号。以下「県条例」という。)に基づく指定をうけた文化財以外の文化財で、本市の区域内に存するもののうち市にとつて重要なものについて、その保存並びに活用をはかるため必要な措置を講じ、もつて市民の文化向上に資するとともに地方文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平4条例16・一部改正)

(定義)

第2条　この条例で文化財とは、次に掲げるものをいう。

(1)　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形文化的所産で、市にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料

(2)　演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化的所産で、市にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの

(3)　市にとつて価値のある史跡、名勝及び天然記念物

(平4条例16・一部改正)

(財産権の尊重と他の公益との調整)

第3条　石垣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行にあたつては関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章　石垣市指定文化財

(指定)

第4条　教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち市にとつて重要なものを石垣市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2　前項の規定による指定をする場合、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3　第1項の規定による指定をする場合、教育委員会は、あらかじめ石垣市文化財審議会の意見を聞くものとする。

4　第1項の規定による指定は、その旨を公示するとともに当該文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

5　第1項の規定による指定は、前項の規定による公示があつた日からその効力を生ずる。但し、指定された文化財の所有者等に対しては、前項の指定書が到達した日から効力を生ずる。

(平4条例16・一部改正)

(指定の解除)

第5条　教育委員会は、指定文化財が指定文化財としての価値を失つた場合、その他特別の理由により指定の必要がなくなつた場合は、直ちに指定を解除しなければならない。

2　指定文化財について、法又は県条例による文化財の指定があつた場合には、当該指定文化財の指定は解除されたものとする。

3　前項の規定による指定の解除は、公示するとともに当該指定文化財の所有者等に通知しなければならない。

4　前項の規定による通知を受けた所有者等は、すみやかに指定文化財の指定書を返納しなければならない。

（平4条例16・一部改正）

（所有者等の管理義務及び管理責任者）

第6条　指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2　指定文化財の所有者等は、特別の理由があるときは、もっぱら自己に代り当該指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

（平4条例16・一部改正）

（届出事項）

第7条　指定文化財の所有者等は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

(1)　管理責任者を選任し、又は解任したとき。

(2)　指定文化財の所有者等が変更したとき。

(3)　指定文化財の全部又は一部が滅失し、もしくはき損し、又はこれを亡失し、もしくは盗み取られたとき。

(4)　指定文化財を修理しようとするとき。

(5)　指定文化財の所在を変更しようとするとき。

（平4条例16・平23条例21・一部改正）

（現状変更等の制限）

第8条　指定文化財に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3　教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関して必要な指示をすることができる。

4　第1項の許可を受けた者が前項の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5　第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

（平23条例21・追加）

（管理又は修理の補助）

第9条　指定文化財の管理又は修理に多額の経費を要し、所有者等がその負担にたえない場合、その他特別の事情がある場合にはその経費の一部に充てさせるため、市は当該指定文化財の所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（平4条例16・一部改正、平23条例21・旧第8条繰下）

（補助金の返還）

第10条　前条の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次の各号の一に該当するに至ったとき、市は当該補助金の全部又は一部の交付を取消し、又はすでに交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1)　管理又は修理に関し、条例、規則又は教育委員会の指示に従わないとき。

(2)　補助金の交付を受けた目的以外に補助金を使用したとき。

（平4条例16・一部改正、平23条例21・旧第9条繰下）

（指示又は勧告）

第11条　次の各号の一に該当する場合、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対して管理方法の改善、保存施設の設置、その他管理に関し必要な措置を指示し、又は勧告することができる。

(1)　当該指定文化財の管理が適当でないため滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあるとき。

(2)　指定文化財がき損していて、その保存のため必要があると認められるとき。

2　前項の指示又は勧告に基づいてする措置又は修理に要する費用について、市は予算の範囲

内でその全部又は一部を負担することができる。
3　前項の規定に基づく市の負担については、前条の規定を準用する。この場合において「前条」とあるのは「第11条第2項」と、「補助金」とあるのは「負担金」とそれぞれ読み替えるものとする。
（平4条例16・一部改正、平23条例21・旧第10条繰下・一部改正）
（公開）
第12条　教育委員会は、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対して、当該指定文化財の公開を要請することができる。
（平4条例16・一部改正、平23条例21・旧第11条繰下）
（有償譲渡の場合の納付金）
第13条　第9条又は第11条第2項の規定に基づき市が補助金を交付し、又は費用を負担した指定文化財を有償で譲り渡した場合、所有者等は当該指定文化財の修理等に要した金額から自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、教育委員会は納付すべき金額の全部又は一部を免除することができる。
（平4条例16・一部改正、平23条例21・旧第12条繰下・一部改正）
（調査）
第14条　教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該指定文化財の現状、管理又は修理の状況について報告を求めることができる。
（平4条例16・一部改正、平23条例21・旧第13条繰下）
（所有者等変更に伴う権利義務の承継）
第15条　指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、指定文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の勧告、指示その他の処分について旧所有者等の権利義務を承継するものとする。
（平23条例21・旧第14条繰下）

第3章　罰則

（罰則）
第16条　石垣市指定文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。
（平4条例16・一部改正、平23条例21・旧第15条繰下）
第17条　石垣市指定の史跡、名勝、天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。
（平4条例16・一部改正、平23条例21・旧第16条繰下）

第4章　雑則

（委任）
第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。
（平23条例21・旧第17条繰下）

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。
2　石垣市文化財保護条例（1971年石垣市条例第5号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
3　この条例施行の際現に旧条例の規定による指定を受けたものは、この条例の規定による指定とみなす。

附　則（平成4年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

○石垣市文化財保護条例施行規則

平成24年2月29日
教育委員会規則第1号

（趣旨）
第1条　この規則は、石垣市文化財保護条例（昭和47年石垣市条例第78号。以下「条例」という。）第18条に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）
第2条　条例第4条第1項の規定により石垣市指定文化財（以下「指定文化財」という。）の指定を受けようとする者は、石垣市指定文化財指定申請書（様式第1号）に関係資料を添えて、石垣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

（指定の同意）
第3条　条例第4条第2項の規定による指定に同意した者は、石垣市指定文化財指定同意書（様式第2号）を速やかに提出しなければならない。

（指定書の交付）
第4条　教育委員会は、条例第4条第4項の規定による指定をしたときは、同条第2項の所有者又は保持者に対し、石垣市指定文化財指定書（様式第3号。以下「指定書」という。）を交付するものとする。

2　指定書の交付を受けた者が、指定書を滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、教育委員会に対し、石垣市指定文化財指定書再交付申請書（様式第4号）により再交付を申請することができる。

（管理責任者の選任等）
第5条　指定文化財の所有者等が、条例第7条第1号の規定による当該文化財を管理すべき者を選任又は解任する場合の届出は、石垣市指定文化財管理責任者選任（解任）届（様式第5号）によるものとする。

（所有者等の変更の届出）
第6条　条例第7条第2号の規定による所有者等の変更の届出は、石垣市指定文化財所有者（管理責任者、保持者）の氏名（名称）又は住所変更届（様式第6号）によるものとする。

（滅失、き損、亡失、盗難の届出）
第7条　条例第7条第3号の規定による滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、石垣市指定文化財滅失（き損、亡失、盗難）届（様式第7号）によるものとする。

（修理）
第8条　条例第7条第4号の規定による修理をしようとするときの届出は、石垣市指定文化財修理願（様式第8号）によるものとする。

（所在の変更）
第9条　条例第7条第5号の規定による指定文化財の所在を変更しようとするときの届出は、石垣市指定文化財所在変更届（様式第9号）によるものとする。

（現状変更等の許可申請）
第10条　条例第8条第1項による指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、石垣市指定文化財現状変更等許可申請書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1)　現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の仕様書及び設計図並びに見積書
(2)　現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真及び見取図
(3)　現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
(4)　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
(5)　権原に基づく占有者がある場合において許可申請者が占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書

(6)　管理責任者がある場合において許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

2　前項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を終了したときは、石垣市指定文化財現状変更等終了報告書(様式第11号)に、次に掲げる書類等を添えて速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1)　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の概要書

(2)　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の結果を示す写真又は見取図

(維持の措置の範囲)

第11条　条例第8条第2項の規定による許可を受けることを要しない維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)　指定文化財がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定文化財を指定当時(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の現状)に復するとき。

(2)　指定文化財がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の箇所の拡大を防止するために応急の措置をするとき。

(補助金の申請)

第12条　条例第9条の規定による補助金の申請は、石垣市指定文化財の維持、管理及び修理等補助金交付(助成)申請書(様式第12号)によるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する

石垣市指定文化財
天然記念物 —保存管理計画策定報告書—

平成26（2014）年７月14日

編　集　石垣市教育委員会文化財課
発　行　石　垣　市　教　育　委　員　会
〒907-0012沖縄県石垣市美崎町16-6
連絡先　電　話　（０９８０）８３－７２６９